

弁護士倫理・ここが問題

第14回 依頼者の求めと受任弁護士の勧める方針が異なった場合

弁護士倫理特別委員会副委員長 廣畑 牧人 (55期)

1 問題提起

インターネットの発達等により、情報の検索・取得がより容易になっている。依頼者が、自身に少しでも有利な結果を得ようと収集した情報に基づき、弁護士に対し具体的な対応を求めることがある。ところで、弁護士としてすべて依頼者の具体的要求に応じなければならないのだろうか。

2 想定事例

住宅ローンを返済中の依頼者が友人の連帯保証人となっていたところ、この友人が自己破産したため、保証債務の履行を求められた。加えて、自身も不況のため収入が減少し、支払が困難になったとして、弁護士に債務整理を依頼した。弁護士は、受任の通知をなし債務整理に着手した。

依頼者は、このような苦境に陥ったのは保証債務の履行を求められたからで、自身に責められるべき理由はないと考えている。自宅の維持を強く希望しているが、保証債務分を合わせた住宅ローンの支払継続は困難であり、個人再生手続の利用も難しい。自己破産も恥と考えると断じて応じない。住宅ローンの抵当権者からの競売申立ても必至であるため、依頼者は、競売申立てがあった場合には、あらゆる抵抗をしたく、とくに法的な不服申立てをして欲しい旨を強く求めているが、競売への不服申立てが認められる理由は、現在のところ乏しい状況である。

3 規程の確認

弁護士職務基本規程(以下、「規程」という)22条1項は、依頼者の意思の尊重を求めている。旧弁護士倫理には同様の規定はなかったが、依頼者の自己決定権尊重のため新設されたものである。規程22条は努力目標の規程であるが、依頼者の意思に反した事件

処理をしたときには、同条の違反が「品位を失うべき非行」(弁護士法56条1項)の判断の一要素とされる場合がある。なお、事件の受任時において、依頼者の求める結果が得られる見込みがないのに、その見込みがあるかのように装ってはならない(規程29条3項)。

では、依頼者の求めに応じなければ、すべて規程違反となるのであろうか。

4 想定事例の考え方

規程においても、弁護士の独立の立場が規定され(20条, 21条)、その解説では依頼者の恣意的な要求に追随するものではないとしているが、前述の規程22条との関係でその限界は難しい問題となる。ともすれば、依頼者の意思決定を重視し、規程違反とされないためには、依頼者の求めにすべて応ずる必要があると考えてしまう可能性もある。

弁護士が求めに応じ執行抗告の申立てなどを行えば、依頼者は精力的に任務を遂行していると思うかもしれない。しかし、実際は費用だけがかかり依頼者の求める結果は得られない。さらに、見込みのない執行抗告等の申立て自体、執行妨害の観点からみて問題があるといえそうである。

このような状況において、弁護士としては、法的手続きには着手できないし、勧められない旨を、依頼者に説明し、依頼者の納得を得るべきである。依頼者がそれでは納得せず、依然として法的手続きへの着手を求める場合、依頼者の求めに応ずるか、あるいは、辞任をするかが、弁護士の選択肢となる。想定事例において、依頼者の求める不服申立てが認められる見込みがない場合、代理人として執行抗告等を申し立てることは避けるべきであり(規程31条)、依頼者がこれに固執するときには、辞任を検討せざるをえないように思われる。